

住宅等防災技術評価規程

財団法人日本建築防災協会
住宅等防災技術評価委員会
平成16年11月1日制定

1. 住宅等防災技術評価の受付け審査

技術評価依頼のあった技術の技術評価対象としての適否は、「 . 受付け審査基準」に基づいて住宅等防災技術評価委員会で評価する。

2. 技術評価資料の作成要領

依頼者は、「 . 技術評価資料作成要領」に基づいて技術評価資料を作成する。

3. 住宅等防災技術の試験要領

依頼者は、住宅等防災技術について必要な性能確認試験を、「 . 住宅等防災技術試験要領」に基づいて実施する。

4. 技術評価資料の提出

依頼者は、「 . 技術評価資料提出要領」に基づいて技術評価資料を提出する。

5. 技術評価書の内容変更または追加、および更新

技術評価書の交付を受けたものが技術の内容を変更または追加、および更新を依頼する場合は、「 . 変更・追加・更新要領」に基づいて住宅等防災技術評価委員会で評価する。